

掛川市条例第3号

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年掛川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則中第7項から第10項までを削り、第11項を第7項とし、第12項から第14項までを削る。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間における附則第7項の規定による給料の額についての同項の規定の適用については、同項中「乗じて得た額」とあるのは、「乗じて得た額からその額に2分の1を乗じて得た額（その額が1万円を超える場合にあっては、1万円）を減じて得た額」とする。